

大阪市 PTA 協議会

要望書回答

1	ICT に関する事項①			
項目	タブレット端末は、1人1台になったが、トラブルが多いと聞く。今一度使い方の指導を丁寧にすることでトラブルも減少し授業がスムーズに行えると考える。スペックを高めるとともに、低学年にはタブレット端末が重すぎるので工夫をお願いする。			
(回答)				
大阪市では、児童生徒が学習者用端末を適切に活用できるよう、学習者用端末を利用する際のルールを学年に応じて作成し、各校へ周知しております。今後も、研修等で周知し、教員が適切に指導できるよう支援してまいります。				
担当	大阪市総合教育センター教育振興担当(ICT推進) 学校運営支援センター給与・システム担当(端末管理)※	TEL:06-6718-7471 TEL:06-6115-7922		

※令和7年度よりグループ名が変更となっています。

2	ICTに関する事項②			
項目	タブレット端末の同時接続の上限があり他地域と比較して通信環境が悪いため改善をお願いする。 タブレットの通信テストもうまくいかないときがあり改善をお願いする。			
(回答)				
学校のネットワーク環境については全体として大きな問題を生じておらず利用いただいているが、一部の学校においてネットワークに繋がりにくいなどの個別の事象が発生した場合、ネットワーク環境の調査を行い、無線アクセスポイントの調整や LAN 構成の改善を実施するなど、最適なネットワーク環境となるよう努めてまいります。				
担当	学校運営支援センター 紙与・システム担当(ネットワーク基盤)	TEL:06-6115-8081		

※令和7年度よりグループ名が変更となっています。

3	ICT に関する事項③			
項目	タブレット端末の活用で、大阪市として1年生から6年生ごとに具体的な目標値を設定していただきたい。リモート授業の対応もお願いする。			
(回答)				
大阪市では、児童生徒の情報活用能力を図る「情報活用能力(ICT)チェックリスト」を小学校1~6年生、中学生用の7段階に分けて作成しています。「情報活用能力(ICT)チェックリスト」は、それぞれの学齢で身に付けてほしい基準を示しており、各校にて到達目標を設定するなど、見通しを持った取組を行うことができるようになっています。				
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 教育委員会事務局 大阪市総合教育センター(ICT推進)	TEL:06-6208-9186 TEL:06-6718-7471		

4	ICTに関する事項④			
項目	タブレット端末で心の天気を入力するようになり読書時間が減った。両方の時間を確保できるよう工夫をお願いする。			
(回答)				
<p>「心の天気」につきましては、大阪市教育振興基本計画に基づき、日常的な活用により、児童生徒の心の状態や日々の生活の状況を可視化し、子どもの理解を深めるとともに、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応に向けて取り組んでおり、効果的な活用ができるよう、各校の実情に応じて運用を進めています。</p> <p>教育委員会といたしましては、「心の天気」に関するマニュアルや日常的な活用に向けた各校の 取組事例等の周知、「次世代サポーター」による研修等を実施しておりますが、引き続き好事例等を周知し、より効果的な活用ができるよう努めてまいります。</p> <p>読書活動につきましては、子どもの言語能力、情報活用能力等を育成し、主体的・対話的で深い学びを効果的に進めるために、引き続き各校の実情に応じた取組を進めてまいります。</p>				
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186		

5	ICTに関する事項⑤			
項目	「みまもるめ」の保護者への周知の推進をお願いする。連絡・問い合わせを連絡帳で行っている保護者が沢山いるのではないか。			
(回答)				
<p>本市教育委員会では、第2期「学校園における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の働き方改革につながる取組として、欠席連絡等アプリ「ミマモルメ」(以下、ミマモルメ)を全小中学校及び義務教育学校に令和5年度より本格導入しております。</p> <p>「ミマモルメ」には、欠席遅刻等連絡受付機能の他に、保護者への一斉メールサービス機能や保護者からの連絡ノート機能があり、保護者への情報の発信や保護者からの情報の集約を必要に応じて行うことができます。</p> <p>一方で、「ミマモルメ」の機能では対応できない保護者からの相談等につきましては、これまでどおり電話や連絡帳等での対応を行っており、引き続き、各校の実情に応じて、適切に対応してまいります。</p>				
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186		

6	ICTに関する事項⑥			
項目	校のネットワークをPTAも活用できるようお願いする。特に緊急のPTA役員会の時に子どもを預ける人を探すのに困っている。			
(回答)				
<p>学校に整備している教育情報ネットワークについて、セキュリティの観点から教員を含め、学校内での個人の通信機器への接続はできません。また、同様の理由で、Wi-Fi またはゲストネットワークを設置する予定はありません。</p>				
担当	教育委員会事務局 総務部 教育政策課	TEL 06-6208-9037		

7	ICTに関する事項⑦			
項目	タブレット端末の活用頻度を増やしテスト、宿題に活用しペーパーレス化を加速できることをお願いする。また授業内容も学力ごとに指導内容を変えるようお願いします。			
(回答)				
大阪市では、オンラインテストの事例や、デジタルドリルなどを活用した家庭学習などペーパーレス化につながる事例について、研修や教職員向けの広報誌等で発信しています。引き続き、学習者用端末の活用が増えるよう支援してまいります。				
また、児童生徒一人ひとりの学習理解度や課題に応じて、デジタルドリルやオンデマンド教材などを活用した個別学習の充実を図っております。今後も、教員のICT活用指導力が向上するよう、研修等の充実を図ってまいります。		担当 教育委員会事務局 大阪市総合教育センター(ICT推進) TEL:06-6718-7471		

8	安全管理に関する事項①			
項目	校内のAED設置をPTA会費から行っている学校があると聞いた。各校園での設置状況は不明であるが緊急時の避難場所にもなるのでAEDの設置状況を把握し必要数を市から設置をお願いする。			
(回答)				
大阪市教育委員会では、子どもたちの生命を最優先に、安全・安心な教育環境の確保する必要があると認識しており、大阪市立学校にAEDを設置しております。				
各校園の設置状況につきましては、平成17年度から20年度にかけて各校1台のAEDを設置し、令和3年度には、児童生徒数600人を超える規模の学校及び第2グラウンドを有する学校に対し、追加で2台目のAED設置したところです。		担当 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当(保健体育) TEL:06-6208-9141		

9	安全管理に関する事項②			
項目	学校行事・参観・懇談時の子どもの安全確保のため、PTAが受付兼不審者対策をしているが警備員を常駐させている自治体もあり、年に10~20日程度の学校行事の際だけでも警備員の予算を市で計上することをお願いする。			
(回答)				
学校における安全管理体制の確立については、防犯対策に向けた対応のあり方や留意点の基本的な内容を示した「学校園における安全(防犯)対策指針」や「学校安全計画」に基づき、「学校安全管理マニュアル」において、保護者や地域との連携を含めた各校の実情に応じた防犯対策を記載し、不審者発生時の対応や来訪者への対応などの徹底に努めるよう指示しております。				

警備員の配置については、現時点では考えておりませんが、引き続き、各校における児童生徒等の安全確保に向けた取組の推進にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。		
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導)	TEL:06-6208-9174

10	安全管理に関する事項③			
項目	途中下校時の緊急災害時に原則として保護者が迎えに来るまで学校で待機をお願いする。共働きで帰宅しても誰もいない家庭が多く帰宅時の道中や帰宅しても大人がいなく対応が困難である。			
(回答)				
非常変災時等の措置につきまして、学校園の始業時刻以後に、臨時休業措置の措置基準に該当する災害等が発生した場合には、教職員が当該児童等の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、小学校及び義務教育学校(前期課程)にあっては保護者等への直接引き渡し又は教職員による引率のもとで下校させ、中学校及び義務教育学校(後期課程)にあっては下校時の注意事項を当該生徒に指導したうえで下校させることとしております。				
なお、保護者が在宅していない場合には、事前に把握している緊急連絡先に連絡し、保護者等が学校へ迎えにくるまでは当該児童等を学校で待機させることと各校へ通知しております。				
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186		

11	空調設備に関する事項①			
項目	夏場クーラーを開始したときに咳をする子どもが増えると聞いている。クーラーの清掃は保護者は知らないが清掃したら何らかの形で保護者への周知をお願いする。			
(回答)				
「大阪市立小・中学校空調機運用指針」に基づき、各校において適切に運用しております。				
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	TEL:06-6208-9091		

12	空調設備に関する事項②			
項目	コロナや感染症対策のための空気清浄機と空気の監視モニターの設置をお願いする。			
(回答)				
新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)上の5類感染症に移行することとなり、文部科学省より「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」がありました。				
本通知文においては、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこととされております。				
そのため、本市におきましても、国の通知の趣旨を踏まえ、令和5年5月8日以降の5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、幼児児童生徒が安心して充実した学校園生活を送ることができるよう取り組むよう、各学校園向けに通知を行ったところでございます。				
今後とも感染症予防に関する国の動向を注視しながら、感染症予防に努めてまいりたいと存じます。				

担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当(保健体育)	TEL:06-6208-9141
----	---------------------------	------------------

13	空調設備に関する事項③
項目	体育館・講堂の空調の設置を早めるようお願いする。体育館・講堂の床の張替えをお願いする。給食室のエアコン設置もお願いする。小学校は災害等避難場所になっているのでどこでも使えるよう理科室等の空調未設定場所にも設置をお願いする。

(回答)

学校施設・設備の整備につきましては、各学校から提出されます補修申請(要望)をもとに、現場調査のうえ必要性かつ緊急性の高いものから順次補修を行っております。

体育館については、大規模災害時の暑さによる高齢者や乳幼児などの災害弱者の方の二次被害の防止の観点と中学校の部活動等における生徒の熱中症対策としての効果も勘案して、令和4年度までに市内全中学校の体育館に空調を設置しております。

小学校の体育館のエアコンについては、令和6年6月に「小学校体育館空調設備整備PFI(※)事業支援業務委託」を契約しており、大阪市立の全小学校体育館へのエアコン設置に向けた事業を行うにあたって必要となる事業費、整備期間等を決めていく業務を進めています。また、令和6年12月より、本市ホームページにおいて、本事業の入札に向けた情報を公開しております。

小・中学校の給食室については、平成30年度末ですべての調理場にスポットクーラーの配置を完了させております。ご意見をいただきましたエアコンの設置に関しましては、現在は小学校体育館へのエアコン整備を優先させつつ、給食室内の環境改善に向けた研究を進めている状況です。

理科室などのエアコンが未設置の特別教室については、特別教室へのエアコン設置を目的とした事業について、令和6年度中に事業者決定を進めるために入札公告を行ってまいりましたが、入札参加者が無かつたため令和6年7月12日実施予定の入札自体が中止となっております。

当該事業の今後の取り扱いについては、方針の検討を進めたうえで、改めて本市の考え方をお示しする形となる見込みです。

(※)PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つです。

民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	TEL:06-6208-9063 06-6208-9095
----	--------------------	-------------------------------

14	教育内容に関する事項①
項目	子ども達が先生・保護者・近所の方々から見守られ支えられていることを教えると同時に、自分たちは何ができるかをPTAと連携して、小学校からボランティア活動を実践するようお願いする。

(回答)

各学校園におけるボランティア活動の実践につきましては、各学校園の判断となっております。

教育委員会といたしましては、ボランティア体験活動等の実施につきましては、各学校園において、児童生徒の発達段階や活動内容に応じ、その自発性に配慮するとともに、地域の実情に応じて様々な体験活動の場や機会を工夫し、多様な活動が展開されるようにすることが大切であると考えております。

担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186
----	-------------------------	------------------

15	教育内容に関する事項②			
項目	大阪市の教育方針にさらに積極的に国際教育を位置づけ、英語の単語、文法力以上に相手のこと を知る力、コミュニケーション力、会話できる力を身につけ国際化の推進をお願いする。			
(回答)				
本市では、平成 25 年度(2013 年度)から英語イノベーション事業を展開し、英語教育に力を入れています。児童生徒の豊かな語学力・コミュニケーション能力等を育成するために、「小学校低学年からの英語教育」を引き続き実施するとともに、ネイティブ・スピーカーを全小中学校に配置することで、児童生徒に生きた英語を学ぶ授業と集中的に英語を使う機会を提供しています。また、ICTを効果的に活用した教育の充実を図るとともに、大阪市英語力調査(外部)を実施することで、生徒の英語力を的確に把握し、教員の学習指導の改善・工夫につなげています。				
今後も、これまで取り組んできた小中学校9年間を見通した英語教育の取組を更に推進するとともに、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の英語4技能の総合的な育成に取り組んでまいります。				
担当	教育委員会事務局 指導部初等・中学校育担当(英語イノベーション)	TEL:06-6208-9197		

16	教育内容に関する事項③			
項目	漢字検定を全小学校で実施してほしい。団体で申請して遠方まで行かなく学校で受験できるようにお願いする。			
(回答)				
漢字検定につきましては、基礎学力の向上に資する活動として取り組んでいる教育ブロックや学校がございます。各教育ブロックや各校の児童・生徒の実情に応じた取組となりますので、全市一律での取組は実施しておりません。				
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186		

17	教育内容に関する事項④			
項目	水泳授業を外部委託して先生の負担を軽減し、より専門的指導をお願いする。			
(回答)				
水泳授業については、幼児児童生徒の健康状態に十分注意した上で、学習指導要領に則り、「水泳指導の手引き(大阪市教育委員会)」等を参考に、安全管理を徹底した上で実施することとしております。また、学校独自の取組として、専門的な指導員をゲストティーチャーとして活用している事例はございます。				
今後も子どもたちが安全かつ効果的に泳力向上が図れるよう、授業改善の工夫に努めてまいります。				
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当(保健体育)	TEL:06-6208-8172		

18	教育内容に関する事項⑤			
項目	いじめの資料で、いじめは良くないについての肯定的に思う割合が 90%であるが 100%にしてほしい。大阪市、大阪市教育委員会として 90%としている理由の説明をお願いする。			
(回答)				
大阪市教育振興基本計画では、第1編に令和 12 年(2030 年)以降の社会を見据えた基本的な目標及び施策の大綱等を示し、第2編では、目標達成に向けた具体的な施策の内容を示しており、施行期間については、その見据える令和 12 年(2030 年)までの8年間の前期取組と位置づけられることから、4年間[令和				

4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)]としており、各施策目標については、単年度ごとの数値目標を示しております。

また、本計画における「最重要目標1 安全・安心な教育の推進】【基本的な方向】安全・安心な教育環境の実現】(1-1 いじめへの対応)の施策目標「いじめは、どんな理由があってもいけないことがありますか」に対して、最も肯定的な「思う」と回答する児童生徒の割合【全国学力・学習状況調査】が令和3年度末において、小学校 83.8%、中学校 80.4%であったことから、令和7年度末目標を小学校 90.0%、中学校 85.0%といたしました。

「いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」ということを踏まえ、「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」を平成27年8月に策定し、いじめ問題に主体的かつ積極的に取り組む体制づくりに努めるとともに、各校においては、平成29年度より「いじめについて考える日」を設定するなど、いじめを許さない学校づくりに取り組んでおります。

本市といたしましては、引き続き、本市いじめ対策基本方針等に基づいた取組により、全ての子どもが、明るく落ち着いた教育環境の中で生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友達と交流しながら健全に成長できる安全・安心な教育環境の実現に努めてまいります。

担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導)	TEL:06-6208-9174
----	-----------------------------	------------------

19	教育内容に関する事項⑥
項目	日本人以外の子どもが一緒に学んでいるので給食内容以外で世界のメニューを取り入れられるようをお願いする。

(回答)

大阪市の学校給食につきましては、文部科学省の「児童または生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」の栄養価に基づき、必要な栄養素等が過不足なく摂取できるよう、献立を作成しています。

また、今後とも教育の一環である学校給食を通して、児童生徒のより豊かな食の経験につなげられるよう、和食だけではなく、さまざまな地域の料理を組み込んだ多用な献立の提供をしていきます。

担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当(給食)	TEL:06-6208-9143
----	-------------------------	------------------

20	教育内容に関する事項⑦
項目	個人的な問題の周知は必要ないが全体にかかる問題は保護者に周知をお願いする。昨年度も年度末に子どもから聞いて学校に問い合わせてわかった。隠すという疑問も出てくる。

(回答)

個々の児童生徒に関する事案につきましては、個人情報の観点から慎重に取り扱う必要がございます。

しかしながら、学校全体に関わる事案の中には、保護者に周知することが望ましいものもあると考えております。保護者への情報提供につきましては、事案の内容や各校の実情に応じて取り組むよう周知してまいります。

担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186
----	-------------------------	------------------

21	教育内容に関する事項⑧			
項目	学校のトラブルでSNSに関する内容が増加しているので保護者への説明会や授業などの取り組みを増やすことをお願いする。			
(回答)				
<p>大阪市教育委員会といたしましては、大阪府警察本部をはじめ各関係諸機関等との連携により、児童生徒向けに「SNSトラブル相談機関リーフレット」等を配付するとともに、保護者向けにも「青少年のインターネット利用に係る普及啓発リーフレット」を配付し、児童生徒におけるSNSに関するトラブル防止の啓発に努めています。</p> <p>また、大阪府教育庁との連携のもと、児童生徒及び保護者等を対象とした「スマホ・SNS安全教室」の申込案内を配付することなどにより、各校における情報モラル教育の取組の推進を図っております。</p> <p>また、近年、スマホ所持の低年齢化や、スマホやネットを介したトラブルにより、小学生が被害者にも加害者にもなるといった事案が顕在化してきていることから、令和2年度より「大阪市スマホサミット」を開催し、児童生徒が主体となり「スマホとのかしこいつきあい方」について議論を深めることにより、自他の安全や人権を守るとともに、健康・生活習慣・学習に支障をきたさないよう、使用時間のきまりを含む節度ある適切な使用に向けて策定したルールの見直しや、家庭との連携によるルール活用への取組の推進に努めているところです。</p> <p>今後も引き続き、各校におけるインターネットリテラシーを含めた情報活用能力の育成、及びSNSを介したいじめを含めた、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組の推進に努めてまいります。</p>				
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導)	TEL:06-6208-9174		

22	教育内容に関する事項⑨			
項目	同じ価値観でトラブルを防ぐため、区内の市立中学校の校則をある程度統一し、中学校区内の小学校のルールを統一するようお願いする。教職員の校則理解に差が見られるので理解度の統一をお願いする。			
(回答)				
<p>生徒指導提要において、校則に基づく指導を行うにあたっては、何のために設けたきまりであるか児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要であると示されています。併せて、校則の内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取したうえで定めていくことが望ましいと示されており、校則は校長権限で決められています。</p> <p>本市教育委員会といたしましては、これまで校則が時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか等の観点から、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、適宜点検、見直しを図るよう各校へ通知をしております。</p> <p>また、教職員の校則への認識を深めるために、研修や職員会議等において、校則に関する事例を共有する機会を設けてまいります。</p>				
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186		

23	教育内容に関する事項⑩			
項目	猛暑日が多いので夏の制服・標準服を半ズボンやメッシュのシャツ等の形態に変更をお願いする。			
(回答)				
各学校における標準服等につきましては、文部科学省から平成30年3月19日付け「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて(通知)」において、学校における通学用服の選定や見直しについては、保護者等学校関係者からの意見を聴取したうえで、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であると示されております。				
教育委員会といたしましては、時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか、また、保護者の方の過度な負担にならないか等の観点から、適宜点検、見直しを図るよう各校へ通知をしております。				
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186		

24	教育内容に関する事項⑪			
項目	小学校の修学旅行をできれば2泊3日にお願いする。			
(回答)				
修学旅行の実施時間につきましては、36時間程度と示しており、経費について保護者の負担軽減の趣旨に基づき、保護者の負担が一時に、しかも過重にならないように留意するよう各学校へ通知しております。教育委員会といたしましては、修学旅行につきまして、学校の教育課程に学校行事として位置付けられる教育活動であることから、その目的を明確にし、しっかりととした学習の機会となるようにすることが求められていることを踏まえ、各校において適切に計画されているものと認識しております。				
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186		

25	施設・整備に関する事項①			
項目	トイレで和式を利用できない子どもが多いため廃止して洋式に替えるようお願いする。また各階洋式が1つしかないと和式が困難な子どもは順番待ちになっている。			
(回答)				
学校トイレについては、校舎の建替えや大規模改修によるトイレのリニューアル時に洋式便器にてトイレを整備することはもとより、建替えや大規模改修に至らない校舎のトイレにつきましても、和式便器から洋式便器へ取り替える改修を順次進めております。				
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	TEL:06-6208-9091		

26	施設・整備に関する事項②			
項目	更衣室に空調設置をお願いする。低学年の着替えは男女別をお願いする。			
(回答)				
現在、校舎整備の際には児童及び生徒が更衣のみを行うための諸室は設けておらず、学級普通教室を用いて更衣を行う場合については、空調装置の設置は既に完了しております。				
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	TEL:06-6208-9063		

27	施設・整備に関する事項③			
項目	校門のセキュリティーが弱く誰でも入れる状態があり点検と改善をお願いする。			
(回答)				
校門については、玄関インターホン、電子錠、南京錠の設置によりセキュリティー対策を行っております。				
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	TEL:06-6208-9153		

28	施設・整備に関する事項④			
項目	防犯カメラの設置をお願いする。			
(回答)				
防犯カメラについては、現状、学校施設標準設備となっておりませんので計画的な設置は行っておりません。学校からの要望があった場合で必要性について確認されたときは、都度の設置を行っております				
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	TEL:06-6208-9153		

29	施設・整備に関する事項⑤			
項目	全体的な清掃は行き届いているが、男女トイレがあまりにもきれいでないので施設老朽化に伴う改築など検討をお願いする。			
(回答)				
学校トイレについては、老朽に伴う校舎の改築や、大規模改修により計画的リニューアルを行っております。				
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	TEL:06-6208-9091		

30	施設・整備に関する事項⑥			
項目	運動場の土の入れ替えなどクレー舗装は経年により地表面が固くなり土を追加しても長く効果は得られない。定期的に運動場の全面的な整備をして子ども達が安全に楽しく使用できるようお願いする。			
(回答)				
学校施設・設備の整備につきましては、各学校から提出されます補修申請(要望)をもとに、現場調査のうえ必要性かつ緊急性の高いものから順次補修を行っております。				
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	TEL:06-6208-9095		

31	給食に関する事項①	
項目	パン用の外国産の小麦は、輸送や貯蔵中の病害虫等の被害防止のための農薬や除草剤が発がんやアレルギーの原因になると聞く。この危険防止のため国内の米飯給食や米粉のパンの使用や無農薬オーガニック、地産地消への転換をお願いする。	

(回答)

学校給食で提供しているパンの原材料である小麦は、主にアメリカ・カナダ・オーストラリア産を使用しておりますが、外国産の輸入にあたっては、農林水産省において「厚生労働省の食品衛生法による検査」、「農林水産省の植物防疫・農産物検査」が行われ、安全性が確認されております。さらには、本市の学校給食用パンの調達先である財団法人大阪府学校給食会においても、独自に残留農薬等の検査を行っており、学校給食で提供されるパンの安全安心の確保に努めております。

また、パンは米飯と比較すると食物繊維やビタミン等の含有量が多く、週に米飯3回、パン2回の提供により、児童生徒の心身の発達に必要な栄養素をバランスよく摂取することができます。あわせて、和食だけではなく、さまざまな地域の料理を献立に組み込んだ多用な献立の提供は、教育の一環である学校給食を通して食事の重要性への理解を深めることができ、児童生徒のより豊かな食の経験につながると考えております。

オーガニック食材の活用や地産地消の取組は、本市としても、現在研究をしているところですが、学校給食で提供するにあたり、本市では、一日当たり約18万食を提供しており、それに見合うだけの量を安定的に調達できる食材の確保が困難な状況にあります。一方、きゅうり・こまつな・きくな等については地場産物の食品を活用しております。また、「大阪市なにわの伝統野菜」である田辺大根や金時にんじんも区単位で順に給食で使用しております。

食育の観点からもよりよい学校給食の実施に向け、国や他都市の動向等も注視しながら、引き続き、情報の収集に努めてまいります。

担当

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当(給食)

TEL:06-6208-9143

32

給食に関する事項②

項目

精製した砂糖は過剰なインスリンにより低血糖になり、子どもが不機嫌や暴力的になる可能性もある。また砂糖の代謝の時にビタミンB1やカルシウムが不足し、疲労、イライラ、情緒不安定、うつ病になり、未成年の自殺や家庭崩壊、学級崩壊の原因ともいえる。給食での白砂糖の代わりにみりんやGI値の低い糖の使用をお願いする。

(回答)

大阪市の学校給食につきましては、文部科学省の「児童または生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」の栄養価に基づき、必要な栄養素等が過不足なく摂取できるよう、献立を作成しています。また、濃い味付けにならないようにけずりぶしや煮干などでだしをとり、素材のうま味を活かした味付けをし、砂糖だけでなくみりんやその他の調味料を組み合わせて使用したりすることで、砂糖を含めた調味料の使用を最小限にしております。

食材の選定につきましては、GI値の低い糖等に限定しておりませんが、安全性の基準を満たしたもののみを調達しております。本市では1日あたり約18万食分の食材を調達しており、日々安全な給食をもれなく提供する必要があることから、供給量が十分であり、供給状況が安定している食材を選定する必要があります。そのため、安全性、価格・調達面を考慮した食材を提供しております。

食育の観点からもよりよい学校給食の実施に向け、国や他都市の動向等も注視しながら、引き続き、さまざまな食材に関する情報の収集に努めてまいります。

担当

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当(給食)

TEL:06-6208-9143

33	給食に関する事項③			
項目	牛乳の紙パック直のみをやめてストローの使用をお願いする。プラ削減のため行儀悪い飲み方は教育上おかしいと思う。エコや SDGS 上牛乳瓶も良いと思う。牛乳アレルギーの子がいてこぼした時にかからないように席を離して食事しているクラスもある。瓶も直のみでこぼす子もいる。牛乳の代わりにおかずを増やすことや飲み物をお茶にすることの検討をお願いする。			
(回答)				
<p>令和6年度より、提供している学校給食用牛乳パックは、直接飲むことを想定して製造された牛乳パックとなっており、ストローを使用しないストローレス飲用が可能となっております。</p> <p>ストローレス飲用は、プラスチックごみの削減はもとより、児童生徒が環境問題へ目を向ける機会になり、環境の保全への貢献、主体性をもって関わる姿勢や行動につながるという教育的な観点からも、非常に有意義であると考えております。</p> <p>一方、開封や飲用にもコツが必要であり、また、乳アレルギーのある児童生徒への対策など、課題もあると認識しており、各学校に必要な数のストローを牛乳事業者により納入いただき、ストローレス飲用、従来どおりストローを使用した飲用、どちらも可能とし、各学校の実情に応じてストローレス飲用を進めることができますよう取り組んでいます。</p> <p>また、牛乳は、他の食品に比べ一食で取れるカルシウム量が多く、かつ体内への吸収率もよい優れた食品であり、児童生徒のカルシウム摂取に効果的であることから学校給食で提供しています。</p>				
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当(給食)	TEL:06-6208-9143		

34	給食に関する事項④			
項目	茶碗食器を使って、日本の食事作法の指導をお願いする。			
(回答)				
<p>学校給食用食器の種類としては、三つ仕切り皿、中食器(お椀)、小食器(お椀)があり、その日の献立により各学校で使用食器を決めています。</p> <p>ご飯茶碗を追加する等の食器の変更にあたっては、食器を消毒・保管するための食器消毒保管庫の増設が必要となり、そのスペースが物理的に確保できないことや、児童生徒が教室へ食器を運搬する際の総重量が重くなることなど、さまざまな課題があると考えております。しかしながら、学校給食は、子どもたちの心身の健全な成長に資するとともに、望ましい食習慣を養うなど教育的にも大きな役割を担っていることから、食に関する指導を効果的に進めることができるように、食器の変更については、引き続き様々な観点から研究してまいります。</p>				
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当(給食)	TEL:06-6208-9143		

35	給食に関する事項⑤	
項目	<u>低学年の場合、運搬・配膳に時間がかかりわが子のクラスでは時間内に食べきれない食事の時間が十分とれていないと思われる。</u> 教員の働き方改革もあり下校時刻も早めている中、課題もあると思うがもう少し給食時間の増加をお願いする。	

(下線部の回答)

給食の時間における指導は授業時数に含まれないものの、教育課程上の学級活動と関連付けて行うことのできる重要な学校教育活動と位置付けられております。このため、給食の時間の設定にあたっては、指導の時間を含め、ゆとりをもって当番活動や会食ができるよう時間の確保に努める必要があるとの認識のもと、各校で設定しているところです。今後とも、食事にふさわしい環境を整え、ゆとりある落ち着いた雰囲気で食事ができるよう、日頃から児童生徒が安心して食べられる食事環境作りについての周知を図ってまいります。

担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当(給食) 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9143 TEL:06-6208-9186
----	--	--------------------------------------

36 給食に関する事項⑥

項目	主にパン食でトランス脂肪酸を使用しているマーガリン・ショートニングなどを使わないでほしい。使用を禁止している国もあり安く身体に悪いものを使用しないようお願いする。
----	---

(回答)

トランス脂肪酸につきましては、WHO(世界保健機構)は心血管系疾患リスクを低減し、健康を増進するための勧告(目標)基準として、トランス脂肪酸の摂取を総エネルギー摂取量の1%未満に抑えるよう提示しております。

学校給食においては、ショートニング及びマーガリンなども含め、WHOの勧告基準を下回るよう、献立作成をしております。

健康を保つためには、食品からエネルギーや栄養素をバランスよく摂ることが最重要とされております。脂質は重要な栄養素のひとつであるため、学校給食では動物・植物・魚由来の脂肪をバランスよく摂取できるよう、トランス脂肪酸に限らず、脂質全体の摂取量にも十分配慮し、献立を作成しております。

担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当(給食)	TEL:06-6208-9143
----	-------------------------	------------------

37 給食に関する事項⑦

項目	低学年の子どもが給食の量が少ないと言っており、おかわりは1種類のみでスプーンにのせられる分しかなく改善をお願いする。
----	--

(回答)

大阪市の学校給食につきましては、1日に必要な栄養素等の約三分の一量が摂取できるように、文部科学省の「児童または生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」の栄養価に基づき多様な食品を適切に組み合わせて献立を作成し、学年に応じた量を提供しております。

また、食材は必要人数分を調達し調理しており、各学校において、給食時の配膳の工夫により提供量を調節できるようにしています。

担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当(給食)	TEL:06-6208-9143
----	-------------------------	------------------

38	教職員に関する事項①
項目	様々なルーツを持つ子どもが増加している。1人1人に向き合う教育のために、多言語を話すなどの対応可能な教員の増員をお願いする。
(回答)	
<p>令和4年度に策定されました「大阪市教育振興基本計画」では、最重要目標の一つ〈安全・安心な教育の推進〉の(2)豊かな心の育成で、重点的に取り組む施策として「多文化共生教育の推進」を掲げています。これに基づき、帰国・来日した日本語指導が必要な児童生徒に対しては、小学校1年生から3年生の児童に日本語指導協力者を配置し、小学校4年から中学校3年までの児童生徒に対しては、市内17か所に設置している「日本語指導が必要な子どもの教育センター校」への通級による指導を行っています。また学習言語習得に課題がある児童生徒に対しては、JSLカリキュラム指導員や教科における母語支援員を学校に配置し、教科における日本語指導や学習補助を行い、進路選択の幅が広がるように支援しています。</p> <p>さらに、ICT機器の活用や通訳者による支援により、児童生徒の学習支援や、学校生活・教育内容・制度等、保護者への説明も行なっております。外国につながる児童生徒に対しては、授業中における支援や学校生活への不安を取り除き、母語母文化を学びアイデンティティを育む場として教育課程外に国際クラブを設置し、母語母文化指導者による指導、支援を行っております。</p> <p>また、現在、日本語指導に関わる指導者の増員を進めております。</p> <p>なお、教員の定数につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて算定されており、国からの措置を受けて、教員を配置しております。</p> <p>今後も引き続き、指定都市教育委員会協議会等を通じて、教員定数が改善されるように国へ要求していくとともに、教員の適切な配置ができるよう、予算の確保にも努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(人権・国際理解教育) TEL:06-6208-8128 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 TEL:06-6208-9125

39	教職員に関する事項②
項目	昨年、6年の担任が不在のため管理職が対応したが、管理職の仕事に担任の兼務は違和感を見る。緊急事態の際に対応できる組織づくりをお願いする。
(下線部のみ回答)	
<p>正規教諭の産・育休等に伴う代替講師の未配置により、学校現場に多大なご負担をおかけしてすることは、教育委員会としましても大きな課題として認識しているところです。</p> <p>これまで、代替講師の確保のための取り組みとして、教員採用選考テストにおける「大阪市立学校園現職講師特例」の実施、講師登録会の休日・夜間の開催、地下鉄駅共用部分への周知ビラの掲示及び地下鉄内の中吊り広告の掲出、大学の就職担当部門をターゲットとした取り組みに加え、行政オンラインシステムを利用した講師登録の運用やオンライン面談の実施など、さまざまな方策を講じているところです。</p> <p>また、令和2年度より本市独自の取組みとして、4月以降の産・育休取得予定者の代替講師の一部について、年度当初より前倒しして配置を行うことで、可能な限り年度途中に欠員が生じることがないよう対策を講じているところです。</p> <p>さらに、令和6年度より教員が安心して産・育休を取得できる職場環境、ひいては、子どもや保護者が安心できる学習環境を実現するために、全国初の制度として「本務教員による欠員補充制度(特別専科教諭)」を創設し、年度途中の欠員未補充の状況を解消できるよう取り組んでおり、初年度は本市独自に本務</p>	

教員を小学校 50 名、中学校 15 名採用し、配置しております。

代替講師の確保につきましては、未だ厳しい状況にはございますが、引き続き柔軟な発想のもと、関係先と連携を図りながら、あらゆる方法を検討し実施していくことで、その確保に努めてまいります。

担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

TEL:06-6208-9125

40	教職員に関する事項③
項目	<u>教員の仕事が多忙と思い、教員免許を持っていなくてもできる仕事(給食や掃除の付き添い等)に予算を計上し別の方の仕事として計画をお願いする。</u> <u>また教員の給料を上げ優秀な教員募集をお願いする。</u>

(下線部の回答)

教員の長時間勤務を解消するための取組としましては、教員の負担軽減対策の観点から、授業以外のさまざまな業務(学習プリントの印刷や学校行事の準備作業など)を補助的に行うスクールサポートスタッフを学校に配置することで、長時間勤務の解消をめざすこととしております。

令和6年度においては、昨年度よりも配置時間数を拡充した内容で、全校配置分の予算を確保しております。

(波線部の回答)

本市では、多くの優秀な教員を採用し、本市の教育水準の更なる向上を図ることを目的として、平成31年度より、教育職員の初任給水準の引き上げを実施しております。

なお、教職員の給与につきましては、情勢適応の原則に則り、本市人事委員会勧告による意見、内容を踏まえ、他都市の状況等を考慮し、適切に対応してきたところです。

今後とも、学校現場特有の事情の考慮が必要な内容については、誠実に対応してまいりたいと考えております。

担当	(下線部の回答)	
	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	TEL:06-6208-9121
(波線部の回答)		
	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当	TEL:06-6208-9131
	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	TEL:06-6208-9123

41	教職員に関する事項④
項目	子ども達へより手厚い指導、支援を実現するため教員の増加をお願いする。結婚、出産、子育てを行う世代の教員も増加しており働き方改革の観点からも教員の増加は必要と考える。

(教員の増加について回答)

教員の定数につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて算定されており、国からの措置を受けて、教員を配置しております。

今後も引き続き、指定都市教育委員会協議会等を通じて、教員定数が改善されるように国へ要求していくとともに、教員の適切な配置ができるよう、予算の確保にも努めてまいりたいと考えております。

担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

TEL:06-6208-9125

16 / 26

42	教職員に関する事項⑤			
項目	小学校と違い中学校は生徒一人一人のフォローが足りていない気がする。担任も忙しいと思うが個人情報の把握も含めて生徒と向き合う時間を設けるようお願いする。			
(回答)				
<p>中学校では教科担任制となるため、より多くの教員と関わる機会が増え、それぞれの教員が異なる視点から生徒を見守ることができるという良さがあります。この仕組みを生かしながら、生徒一人一人の様子をしっかりと把握し、必要に応じて学年内で情報共有を行い、適切な支援を提供できるよう努めています。</p> <p>また、中学校では、学期ごとに生徒に対し、教育相談を実施しており、担任が直接生徒と話をする時間を確保しております。この教育相談は、学習面や生活面の悩み、進路についてなど、生徒の個々の状況を把握し、必要に応じた支援につなげることを目的として実施しております。こうした機会や、学級担任だけでなく、学年主任や各教科の教員、さらにはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携しながら、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き支援を充実させてまいります。</p>				
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186		

43	教職員に関する事項⑥			
項目	毎朝正門前で子どもたちを迎える夜には地域会合に参加されておられる。教職員の勤務状況の改善と妥当な賃金をお願いする。			
(回答)				
<p>児童生徒の登校時刻が教員の勤務開始時刻よりも早いため、勤務開始時刻前に児童生徒への対応等の業務が生じるといった課題については認識しており、令和6年2月に時差勤務制度を導入いたしました。この制度を活用し、例えば勤務時間を30分繰り上げることで、授業準備や児童生徒の登校時刻との整合がとれ、毎日ではなくとも、16時30分に退勤することができます。</p> <p>なお、教育職員は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」により時間外勤務手当を支給されないことから、教職調整額を支給しているところです</p>				
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当	TEL:06-6208-9131		

44	教職員に関する事項⑦			
項目	異動する教員へのお礼を伝えるため異動が分かった時点で保護者や生徒に伝えるようお願いする。			
(回答)				
<p>教職員の人事異動は4月1日付で行われており、3月は正式な発表ではない段階であるため、保護者や児童生徒にお伝えすることは難しいと考えております。</p>				
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186		

45	教職員に関する事項⑧			
項目	学校に集金業務をさせず教育委員会か区役所に集金業務を行う部門の設立をお願いしたい。			
(回答)				
<p>児童、生徒または幼児(以下「生徒等」という。)が、現行制度上私費で負担することをたてまえとする経費</p>				

のうち、学校教育活動に直接必要なものとして、また学校教育活動には直接必要ではないが、これに付随して必要なものとして、学校教育活動を通じて生徒等に直接還元されるものについて、校長が生徒等から学校徴収金として徴収しています。

本市においては、学校徴収金の一つであった給食費について、平成26年度から公会計として取り扱うこととし、学校ではなく教育委員会事務局において徴収管理を行うこととしました。

※給食費については、令和2年度以降無償としております。

給食費を除く学校徴収金については、各学校において教育活動上必要な経費を計上し、徴収するものであることから、学校において徴収・管理を行っておりますが、保護者の利便性向上のため、口座振替もしくは収納代行制度による徴収を行っております。

また、教職員の事務負担軽減の観点から、学校徴収金口座にキャッシュカードを発行するとともに、インターネットバンキングの導入に向けて準備を進めております。

今後とも、他都市の先進事例の調査をはじめとした研究に努めてまいります。

担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当	TEL:06-6115-7832
----	--------------------------	------------------

46	教職員に関する事項⑨
項目	要支援の児童が増加し担任が忙しそう。授業を落ち着いて受けるために教員の配置の増加や必要に応じてヘルプできる体制をお願いする。

(回答)

教員の定数につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて算定されており、国からの措置を受けて、教員を配置しております。

今後も引き続き、指定都市教育委員会協議会等を通じて、教員定数が改善されるように国へ要求していくとともに、教員の適切な配置ができるよう、予算の確保にも努めてまいりたいと考えております。

通常学級及び特別支援学級に在籍する個別支援の必要な障がいのある児童生徒の学習補助や生活補助等を行う「特別支援教育センター」を各校の実情に応じ配置し、各校の支援教育の体制の充実を進めているところです。

担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	TEL:06-6208-9125
	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	TEL:06-6327-1009

47	教職員に関する事項⑩
項目	再任用の教員を担任にしないようお願いする。年齢的に全教科を教えるのは厳しく、現在の教育についていけるか不安である。

(回答)

学級担任及び校務分掌等につきましては、各校長の権限と責任において、決定することとなります。

なお、再任用教員につきましては、定年退職後から年金を受給するまでの期間に収入の空白期間が発生しないようにするため、再任用制度を活用することによって雇用と年金の接続を図ってきたところであり、今後も引き続き、同様に取り扱ってまいりたいと考えております。

担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	TEL:06-6208-9125
----	----------------------	------------------

48	教職員に関する事項⑪			
項目	民間からの公募校長の任期が5年と聞いているが、優秀な人材の退職は現場の損失である。再任用が可能な制度に見直すようお願いする。ただし保護者や教職員からの要望や評価などの一定の基準を作成するようお願いする。			
(回答)				
公募校長につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期を定めた「任期付職員」として採用しており、任期については最長5年までとなっております。				
なお、任期を通じて勤務成績が特に優秀と認められる場合は、任期終了後に選考を経て、大阪市教育委員会事務局等の管理職へ中途採用する可能性があります				
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	TEL:06-6208-9125		

49	教職員に関する事項⑫			
項目	不登校も含め全ての児童生徒に寄り添えるように教員の増加や学校運営に必要な予算の増加をお願いする。また低学年はまだ困っていても言えない子もいるので教員の目が届くように配置をお願いする。			
(回答)				
教員の定数につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて算定されており、国からの措置を受けて、教員を配置しております。				
今後も引き続き、指定都市教育委員会協議会等を通じて、教員定数が改善されるように国へ要求していくとともに、教員の適切な配置ができるよう、予算の確保にも努めてまいりたいと考えております。				
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	TEL:06-6208-9125		

50	通学路に関する事項①			
項目	通学路に街路樹を増やすようお願いする。影ができて熱中症対策にもなると考える。			
(回答)				
大阪市では、「大阪市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例」に基づき、歩行者等の安全な通行に必要な幅員を確保したうえで、植樹に必要な幅員が確保できる歩道に街路樹を植栽しています。				
なお、街路樹の維持管理については、現在、みどりのまちづくり審議会において、今後の街路樹や公園樹の維持管理の考え方について議論していただいているところです。				
今後はこうした議論をふまえ、中長期的な視点で市内の街路樹の維持管理目標を定め、データに基づく計画的な維持管理を進めていくことで、都市のみどりをしっかりと育み、人びとが快適に過ごすことができる、緑豊かでゆとりのある都市空間の創出を目指してまいります				
担当	樹木の計画管理に関すること 建設局 公園緑化部 緑化課	TEL:06-6615-6891		
	植樹帯整備に関すること 建設局 道路河川部 道路課	TEL:06-6615-6782		

51	通学路に関する事項②			
項目	通学路で自動車の交通量が多く危険な場所があり児童生徒の安全確保が喫緊の課題である。保護者、有志の見守り活動を行っているがリソースが不足している。JR 福島駅前の交番も廃止になり防犯機能の低下も懸念される。警察などの関連機関と連携した対応をお願いする。			
(回答)				
<p>登下校を含めた児童の見守りにつきましては、児童の健全な成長を図るため、学校・PTA・地域住民・警察・地域団体等が連携・協力し、地域全体で取り組むことが重要であると考えております。</p> <p>また、登下校につきましては、各校で通学路における安全点検を、交通安全・防犯・防災の3観点で実施し、通学路の安全確保に向けた取組を推進しております。防犯・防災面に関して緊急性がある場合は、所轄警察や区役所地域安全担当等の関係諸機関と連携を図り、速やかに対応するよう周知しております。幼児児童生徒等の安全確保を図るために、今後も積極的に情報発信するとともに、保護者、地域、関係諸機関等との連携の充実に努めてまいります。</p>				
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186		

52	通学路に関する事項③			
項目	登下校の見守り活動は高齢者のボランティアが多く行政からの支援はほぼない。せめて熱中症対策・防寒のグッズ配布を充実させ感謝状や記念品贈呈の制度を作れないか検討をお願いする。			
(回答)				
<p>見守り活動を行っていただいている方や、図書ボランティアの方等、学校や子どもたちにかかわっていただいている方々に対して、「感謝を伝える会」等を行い、子どもたちから感謝状等を贈っている学校も多くあります。</p>				
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186		

53	通学路に関する事項④			
項目	通学路の安全点検を行い危険個所対策の要望を出しても改善しない。道路標識・白線の補修等環境整備や警察官等の巡回を増やしてスクールゾーンの違反車両排除などの早急な改善をお願いする。また、歩道の整備や歩道柵の設置、自転車レーンの整備で歩行者と自転車の分離を警察等の関係団体との協力をお願いする。			
(回答)				
<p>大阪市では、「大阪市通学路安全プログラム」に基づき、大阪府警察本部、建設局、区役所をはじめ、関係機関及び関係部局との連携のもと、「大阪市通学路安全推進会議」を開催し、各区において適宜、合同点検を実施しております。</p> <p>合同点検は、【通学路の調査実施】、【対策の検討・実施】、【対策効果の把握】、【対策の改善・充実】等をP DCAサイクルとして繰り返し実施することにより、通学路の安全性の向上を図っております。</p> <p>今後も、本プログラムに基づき、交通安全・防犯・防災の3観点において各関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるような通学路の安全確保における取組の推進に努めてまいります。</p>				
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導)	TEL:06-6208-9174		

54	統廃合に関する事項①
項目	森之宮小学校の統廃合について、都市再開発の結果、児童数の大幅な増加も想定されることから 統廃合計画を凍結してほしい。統廃合計画の検討中にも児童や教職員の健康、安全確保のため学校施設や設備の整備・改修の十分な予算措置をお願いする。
(回答)	
<p>大阪市では、有識者で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取り組みを進める必要があることから、令和2年4月に大阪市立学校活性化条例(以下、「条例」という。)を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則(以下、「規則」という。)を制定しました。</p> <p>令和2年4月に施行した条例および規則においては、小学校の規模を適正規模である12学級から24学級にするよう努める義務を教育委員会に課すこと、また、適正規模を下回り、今後も適正規模になる見込みがない小学校について、区長が区担当教育次長として学校再編整備計画案を作成して教育委員会会議に上程し、承認後には策定・公表すること、その計画には再編の実施時期、実施後の小学校の所在地やその他、規則で定める事項を記載することとし、その計画等について、保護者等の意見を聴かなければならぬと義務付けるものとしています。また、計画の変更についても規定しています。</p> <p>森之宮小学校は条例規則に基づき、適正配置の対象となっていることから、学校配置の適正化に向けた学校再編整備計画について区において検討している段階であり、計画案作成にあたっては学校に在籍する児童の保護者、地域の住民の方を中心に、丁寧な説明と意見聴取を重ね、理解と協力をいただけるよう取り組んでまいります。</p>	
担当	城東区役所保健福祉課(子育て教育担当) TEL:06-6930-9065

55	統廃合に関する事項②
項目	各学年が1クラスの小学校は統合してはどうか。教員の配置も増やせるのではないか検討をお願いする。
(回答)	
<p>本市では、有識者で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>また、今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。</p> <p>当該条例・規則においては、小学校の適正規模を12から24学級にするよう努め、適正規模を下回る小</p>	

学校(例えば全ての学年において単学級であり、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれる小学校)については、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画を策定しなければならないこととしております。

小学校の教員定数については、その学級数に応じることとしていることから、学級数の適正規模を確保することにより、配置される教員数が増え、教員の児童1人1人に関わることができる時間が確保しやすくなるという効果は期待されるところです。なお、教員数について、学校再編により生じたインセンティブを用いて、必要に応じた加配の検討もいたしております。

引き続き、学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、保護者・地域の皆さまからご意見もお聴きしながら、児童・生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。

担当	教育委員会事務局 学事課 学校適正配置グループ	TEL:06-6208-9111
----	-------------------------	------------------

56 部活動に関する事項①

項目 中学校の全国大会で体育会系は遠征費用が補助されているので文化系にも補助をお願いします。

(回答)

文化部の全国大会出場においては、大会参加にかかる生徒の交通費、宿泊費及び運搬費を支出しております。

担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186
----	-------------------------	------------------

57 部活動に関する事項②

項目 部活動の外部指導者のさらなる積極的な活動で教員の負担軽減をお願いする。

(回答)

本市では、教員の負担軽減及び、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に触れる機会の確保に向け、部活動のあり方について検証を重ねております。令和6年12月現在で705名の部活動指導員を配置しており、来年度も配置人数を拡充する予定となっております。

今後も引き続き教員の負担軽減および部活動指導体制の充実に努めてまいります。

担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当(保健体育)	TEL:06-6208-8172
----	---------------------------	------------------

58 学級編成に関する事項

項目 教室の広さや担任が1人だと、子ども35人は多く30人以下25人程度の検討をお願いする。

(回答)

公立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として、小学校及び義務教育学校前期課程については令和7年度までに段階的に改めていくこととされています。

学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。

担当	教育委員会事務局 総務部 学事課	TEL:06-6208-9114
----	------------------	------------------

59	学校選択制に関する事項
項目	学校格差の心配や希望通り学校選択できなかったときの理由の説明をお願いする。また、学校の児童数に極端な差が出てきているので制度の見直しをお願いする。
(回答)	
<p>教育委員会では、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、また子どもや保護者の意向に応えていくため、学校選択制の制度化と指定外就学の基準拡大を方向性とする「就学制度の改善について」を平成24年10月に策定いたしました。</p> <p>この方針のもと、「大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則(以下、規則)」の第4条に基づき各区長が子どもや保護者を中心とした区民及び区内の学校長等の意見を丁寧にお聴きした上で検討を行い、区の実情や区民の意向に即した方針案を策定し、教育委員会会議の議決を経て、学校選択制を実施しております。</p> <p>なお、学校選択制は、平成26年度入学者より一部の区において開始しましたが、平成31年度入学者からは全区で実施しております。</p> <p>令和5年3月には学校選択制にかかる検証を取りまとめたところですが、アンケートの結果において、学校選択制は多くの保護者から良い制度であると評価されていることから、今後とも制度実施は必要と考えております。</p> <p>検証では、保護者はより適正規模の学校を選択する傾向が見えており、単学級となっている学校においては、クラス替えができない、部活動が単独で成り立たず、団体競技でチーム編成ができない場合もある等の状況があります。一方で、少人数の学校では子どもたち一人ひとりの顔と名前が一致する、教員の目が行き届くという意見や、学習面や生活面でしっかり見てもらえると保護者からの期待も高いという意見があります。</p> <p>教育委員会としましては、学校選択制において、事実と異なる風評や偏見など、いわれなき忌避意識をもって就学する学校を選ぶことはあってはならないことと考えております。学校においては人権教育を推進するとともに、積極的な啓発活動等に継続して取り組んで行く必要があると考え、保護者に配付する学校案内等においても区役所等と連携し、啓発等の取り組みを引き続き進めています。</p> <p>通学区域の学校を選択した場合は必ず就学できることが規則8条で定められておりますが、通学区域以外の選択可能な学校については規則第5条により、受け入れ可能人数については規則第7条によりそれぞれ決定しています。学校案内においても、必ずしも学校選択制により希望する学校に入学できるものではない旨を説明しているところです。</p> <p>また、学校選択制によって学校に何らかの教育的課題があるのであれば、先ず学校長が課題に対応することが前提となります。子どもたちの最善の利益をはかるため、学校だけでは課題の解決が難しい場合、学校、区役所、関係機関等と連携を図りながら課題解決に努め、学校選択制などの就学制度そのものがより良い制度となるよう取り組んでまいります。</p>	
(参考資料)	
<p>「大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則」</p> <p>第4条 区長は、学校選択制を実施することができる。</p> <p>2 学校選択制の実施の有無並びに実施する場合の手続及び要件(以下「学校選択制の方針」という。)につ</p>	

いては、あらかじめ区担当教育次長が作成した学校選択制の方針案をもとに、教育委員会の会議の議決により決定する。

3 区長は、前項の議決があったときは、学校選択制の方針について、公表しなければならない。

第5条 前条第1項の規定により学校選択制を実施する区においては、次の各号に掲げる児童生徒等の保護者は、区長が別に定める学校（以下「選択可能校」という。）のうちから、学校選択することができる。

（1）区内に住所を有する就学予定者。ただし、別に定める日を超えて、区内に転入した場合及び同一区内において選択可能校が異なる区域に転居した場合は、受入可能な学校のみ学校選択できるものとする。

（2）区内に転入した児童生徒。ただし、受入可能な学校のみ学校選択できるものとする。

（3）令第6条第2号から第6号までに該当する者のうち、区長が必要と認めた児童生徒。ただし、受入可能な学校のみ学校選択できるものとする。

第7条 教育委員会は、第5条の規定により学校選択することができる学校について、学校施設の状況、就学予定者の人数等を踏まえて、校長の意見を聴取した上で、区長と協議し、各学校の受入可能人数を決定しなければならない。

2 教育委員会は、前項の受入可能人数を公表しなければならない。

第8条 区長は、保護者が通学区域校を学校選択した場合、当該学校を就学校として指定しなければならない。

2 区長は、保護者が通学区域校以外の学校を学校選択した場合、原則として当該学校を就学校として指定するものとする。ただし、この場合において、学校選択した者の数が、当該学校の受入可能人数を超える場合には、次条に規定する抽選を行い、当該学校を就学校として指定する者を決定する。

3 区長は、就学予定者の保護者が学校選択する学校（施設一体型小中一貫校を除く。）が、次の各号のいずれかに該当する場合、前項の規定にかかわらず、当該学校を就学校として指定することができる。この場合において、学校選択した者の数が、当該学校の受入可能人数を超える場合には、前項ただし書に規定する抽選に優先して次条に規定する抽選を行い、当該学校を就学校として指定する者を決定する。

（1）通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い場合

（2）兄又は姉（第13条第1号、第4号から第10号まで及び第12号から第15号までの規定により指定校変更を受けた者を除く。）が在学する場合

（3）学校選択する中学校が、現に在学する小学校と同一の通学区域を含む場合。ただし、第13条第1号、第4号から第10号まで及び第12号から第15号までの規定により指定校変更を受けた者を除く。

4 区長は、施設一体型小中一貫校に在学する中学校就学予定者の保護者が、当該校の中学校を学校選択した場合、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該中学校を就学校として指定しなければならない。

5 区長は、保護者が学校選択しなかった場合、通学区域校を就学校として指定するものとする。

担当	教育委員会事務局 総務部 学事課	TEL:06-6208-9114
----	------------------	------------------

60 夏季休業に関する事項

項目	夏休みの1ヶ月半を減少するようお願いする。猛暑のため外で遊ぶことなく家にいる時間がが多く共働きの家庭では長時間の留守番になる。学校にエアコンもあるので学習や友達と過ごす時間も増加できると思う。
----	--

（回答）

本市におきましては、平成29年より授業時数の確保を目的として夏季休業を短縮しております。

また、文部科学省の「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について、中央教育審議会に諮問を行い、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(答申)」が取りまとめられております。本市におきましても、令和5年5月に第2期「学校園における働き方改革推進プラン」を策定し、標準時数を大きく上回る授業時数や学校行事の在り方について点検・見直しを行っております。学校における働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備につきましては、保護者や地域の理解・協力を得ながら進めていくことが重要であると考えております。

担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186
----	-------------------------	------------------

61	学校行事に関する事項
項目	同じ校区の小学校と中学校の行事日程をずらしてほしい。小中の連携のさらなる推進をお願いする。

(回答)

小中連携につきましては、各校の実情に応じて、年間行事予定を共有したり、教員間で定期的に打合せを行ったりするなど、情報共有を行っております。

担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	TEL:06-6208-9186
----	-------------------------	------------------

62	校区に関する事項
項目	福島小・上福島小の校区再編に伴い学校・学年の児童数に大きな偏りが生じている。全市における校区再編の効果、影響の検証と今後の対応策に関して説明、対話をPTA、地元住民に実施するようお願いする。

(回答)

令和2年度に福島小学校と上福島小学校との校区変更を実施し、児童数の推移を注視してまいりましたが、令和6年度に福島小学校では新1年生が単学級となり、今後も単学級となる見込みとなったため、令和9年度に再度の校区変更を予定しております。令和6年12月に両校のPTA役員の方々や地域の代表の方々に説明し、保護者・地域説明会は、令和7年2月19日に上福島小学校、2月26日に福島小学校において開催しました。

今後も引き続き、保護者・地元住民への説明・対話を丁寧に行ってまいります。

大阪市では、子どもたちにとってより良い教育環境を提供する観点から、学校に一定の集団規模を確保し、教育活動の充実を図っていくため、大阪市立学校活性化条例に基づき、学校配置の適正化に取り組んでいます。再編を行った学校に統合後アンケートを実施し、再編による効果等を踏まえつつ、適正配置の取組を進めているところです。

また、令和2年4月の条例改正から5年が経過したことから、今後、教育環境改善の観点から学校再編に伴う効果および課題について検証を検討しております。

担当	福島区役所 保健福祉課(子育て教育)	TEL:06-6464-9860
	教育委員会事務局 総務部学事課 学校適正配置担当	TEL:06-6208-9111

63	校費に関する事項
項目	警備などPTAの活動の大半について学校の予算で行われるべきと思われる。ベルマークの商品の寄付を行っているが、それ以外の商品等の購入をお願いする。

(回答)

PTAは、保護者と教職員から成る自主的・民主的団体で、学校と密接な関係にありますが、独自の組織です。公の支配に属さず、自主的に運営されるとともに、学校の人事や管理・運営に干渉してはならないのです。PTAが自主的な団体である以上、保護者会員であろうと教職員会員であろうと会員は平等に会費を払い、自主財源を持って運営されるべきです。

PTAの予算は、子どもたちの健全な成長・発達を支えるための会員の学習や実践活動を中心としての費用であり、その目的に添って立てられ、その目的を達成するために支出されなければなりません。

担当 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当

TEL:06-6208-3347

64 清掃に関する事項

項目 学校の清掃を業者に年2回程度お願いする。机の上の砂埃や廊下の隅の埃などは子どもの掃除では行き届かないと思われる。

(回答)

学習指導要領には、清掃活動は教育課程上、特別活動の中の学級活動の内容(当番活動による)として位置付けられております。各校では、児童生徒の発達段階に応じた指導を行っております。

なお、学校の実情に応じて、業者によるトイレや廊下、窓等の清掃を行っております。

担当 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当

TEL:06-6208-9186

65 PTAに関する事項

項目 入退会や会費の徴収について役員と保護者でもめる。非会員に対するPTA会費からの備品に対する実費の請求も役員にとっては負担や人間関係のリスクになっている。できれば管理職もかかわってほしいと願う。

(回答)

社会の変化に連れて、PTAの会員にも様々な変化が生じています。両親ともに就業している家庭やひとり親家庭も増えてきました。従来、昼間に集まって活動するPTAが多くみられましたが、それでは参加できる活動が限られ、役員や委員のなり手も少なくなっています。夜間や休日・多様な時間帯での活動、ICTの活用や参加の仕方の工夫、活動内容などが課題となっています。特定の人に負担が重くのしかかったり、一部の人で会を動かす状態では、民主的な社会教育関係団体としてのPTAの存在意義が薄らぎます。みんなが参加しやすいPTA活動を重視し、できるだけみんなで役割分担をするようにしたいものです。

そのためにも、PTA活動については、新入学児童生徒の保護者等に対して、趣旨や現状を説明するだけではなく、入学式以前、あるいは当日にPTA規約などの資料を配布するなど、PTAへの理解を図ることが原則です。そして、会員としての自覚や連帯感を高めるためにも、保護者からの同意を得たうえで、入会申込書を提出してもらうことが原則です。

また、会の動きがすべての会員によくわかるように、広報活動に力を入れることも大事です。会費の徴収方法から、予算書・決算書・規約集等にいたるまで、全会員に周知するのが当たり前になっていなければなりません。

担当 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当

TEL:06-6208-3347